

都市計画道路補助第249号線の事業施行期間の延伸について

都市計画法第59条第1項に基づき事業認可を取得し、整備を実施している都市計画道路補助第249号線は、全用地の取得が完了しておらず、当初の事業施行期間内の整備完了が見込めない状況にある。

については、東京都に事業施行期間の延伸を申請したため、以下のとおり報告する。

1 事業概要

施 行 者：板橋区

事 業 名：東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第249号線

都市計画決定：昭和41年7月30日（建設省告示第2428号）

事業認可決定：平成30年9月25日（東京都告示第1347号）

事 業 地：板橋区四葉一丁目及び徳丸四丁目各地内（位置図のとおり）

事業施行期間：平成30年9月25日から令和7年3月31日まで

延伸後期間(予定)：平成30年9月25日から令和12年3月31日まで(5か年延伸)

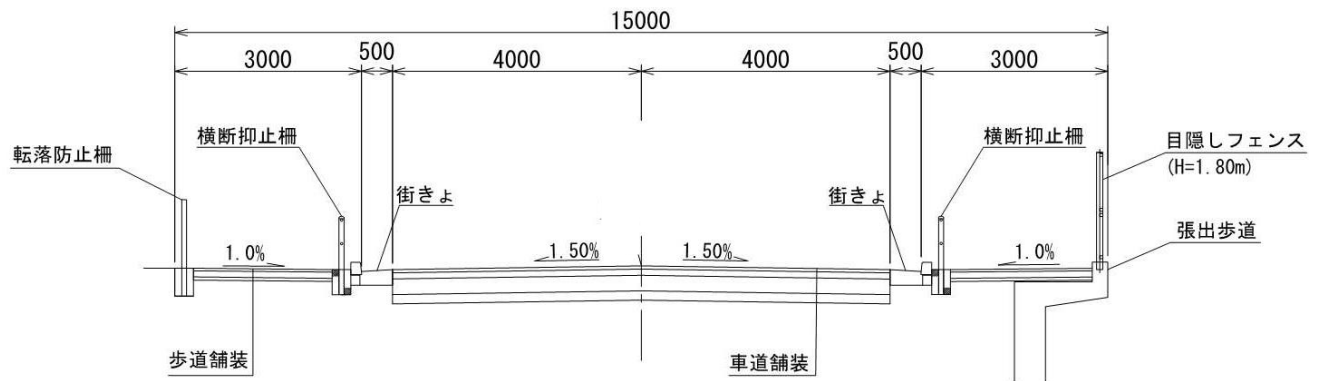
事 業 規 模：延長：約100m

幅員：15m（車道9.0m、両側歩道6.0m、標準横断面図のとおり）

位置図



標準横断面図



2 用地取得状況

全用地面積：1116.18 m²

取得済み面積：1064.07 m² (公社取得用地含む)

用地取得率：95.3% (令和6年12月現在)



平成30年 (事業認可時)



都市計画線

令和6年

3 事業スケジュール

5 か年延伸

年 度		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
当初	用地取得												
	設計												
延伸後 (予定)	工事												
	用地取得												
	設計												
	工事												

4 期間延伸告示予定 (東京都)

令和7年3月中旬